

2008年 月 日

東京都要約筆記者派遣事業の継続を求めます

東京都知事
石原慎太郎殿

特定非営利活動法人
東京都中途失聴・難聴者協会

理事長 たかおか 高岡 ただし 正

私たち中途失聴・難聴者のコミュニケーション手段は、補聴器による聞き取り、筆談、手話等様々です。健聴者の話が聞き取れないのみならず、中途失聴・難聴者同士の会話でさえ共通の意思疎通の方法がありません。このような中途失聴・難聴者が多く集まる場でのコミュニケーション支援では、ロールフィルムに書いてオーバーヘッドプロジェクター（OHP）などでスクリーンに投影する要約筆記（全体投影方法）が使われてきました。

この通訳方法により、参加している中途失聴・難聴者全員が、その場の話を理解することが可能になり、中途失聴・難聴者の社会参加を大きく促進してきました。

要約筆記者派遣事業は、平成18年度までは東京都によって実施され、都内すべての聴覚障害者、聴覚障害者団体が事業の対象でした。しかし、平成19年4月より障害者自立支援法地域生活支援事業の実施に伴い、要約筆記者派遣事業は区市町村の必須事業であるとして区市町村に事業移管され、東京都の要約筆記者派遣事業は大幅に縮小しました。

障害者自立支援法の成立により、中途失聴・難聴者個人が自分の区市での要約筆記者の派遣事業を使えるようになったことは、身近な地域での社会生活の充実のために重要な施策です。しかし自立支援法は個々への支援が基本となっているためノートテークでの対応が主です。現状では区市町村の中途失聴・難聴者が住んでいる地域を超えて集まり、話し合うケースも多いため、東京都要約筆記者派遣制度が廃止されると、中途失聴・難聴者は、どこに参加するにも、個別に住んでいる区市町村の制度しか使えなくなり、社会参加の範囲も大きく制限されます。

また、参加者の数だけ個別に情報を保障することは、多数の要約筆記者の準備が必要となり、人・物・金の無駄使いになります。

現在の東京都要約筆記者派遣事業は、中途失聴・難聴者の生活実態のニーズに対応し

たものです。中途失聴・難聴者が区市町村を超えて集まり、自己決定、自己実現するためのコミュニケーション支援事業として非常に大きな意味を持っています。平成21年度以降も是非、東京都の責任で、このような広域的な派遣需要に対応する仕組みを継続し、私たち中途失聴・難聴者の社会参加のために支援していただくことを強く求めます。

要望項目

- 一、 東京都要約筆記者派遣事業を21年度以降も継続すること。
- 一、 中途失聴・難聴者の広域的な社会参加を支援すること。

氏名	住所

取扱団体（ ）

集約団体：連絡先

特定非営利活動法人 東京都中途失聴・難聴者協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-13-11-1003

電話：03-5919-2421 FAX：03-5919-2563